●第 | 回富田林市地域福祉推進委員会 議事録(概要)

開催日時 ··· 令和4年8月24日(13時30分~15時30分)

2. 開催場所 … 庁議室

3. 参加予定者 … 委員(13名)、事務局(增進型地域福祉課)

1.はじめに

事務局

●部長あいさつ

本年4月、子育て福祉部長就任の植田よりあいさつ

●委員紹介

石田委員が退任し、川崎委員(東条小学校校長)が就任

●資料確認

- ・次第
- ・資料 1-① 第4期富田林市地域福祉計画の評価について(案)
- · 資料 I-② I-③ 重点施策評価シート(案)
- ・資料 2-① 重点施策 | 地域の理想の実現に向けた取組への支援
- ・資料 2-② 重点施策 2 地域と共に創る重層的な相談支援体制
- ・ご意見シート

●会議成立要件の確認

委員数 | 7名中 | 2名の出席があり委員会設置要綱第4条の規定(過半数の出席で成立)を満たし、会議は成立。

※要件確認後、さらに | 名が参加し | 3名に。

●会議の公開について

本日の議題、「第4期地域福祉計画の評価について」及び「重点施策の 進捗状況」は会議の非公開事由には該当しないとして、公開を提案し、 委員長の了承を得る。

⇒傍聴人入場(|名)

2. 議題

委員長

●第4期地域福祉計画の評価について(案)

れまで住民同士の助け合いや社会福祉協議会など民間が担ってきた地域福祉だが、社会福祉法の改正により行政もともにその主体となるということで始まった地域福祉計画も 16 年目。具体的な内容に入っていく時期であり、内容のある会議になればいいと思う。

それでは、次第に従い、第 4 期地域福祉計画の評価について検討するに当たり、まずは事務局に説明を求める。

事務局

☞資料 |-①説明

① 進捗管理について

地域福祉計画は社会福祉法に基づく行政計画で、高齢や障がい、児童の福祉 等の上位計画として位置づけられている。そのため、本計画に紐づく施策や事業を 定期的に検証し、適宜計画の変更を検討する必要がある。また、関係機関や市民 との協働によって推進していく計画であり、その進捗状況や評価の内容を公表して いく必要がある。

② 評価の方法について

「会議の開催回数」といった数値化できる目標を評価する「量的評価」と、数値では表すことのできない部分を評価する「質的評価」の2つの側面から行うことを想定している。本計画は「理想の実現」に向けての取り組みを推進する「増進型地域福祉」をめざしたものであり、「質的評価」はとりわけ重要な評価の要素となる。

③ 施策の体系と事務事業との関係

第4期計画は4つの基本目標、2つの重点施策、12の基本施策、31の個別施策から構成されており、この個別施策の先に約150の事務事業が紐づいている。そのため、各事務事業の目標達成が、個別施策の目標達成、ひいては基本施策や基本目標の達成につながっていくと言える。

④ 事務事業評価

- (1) 取組状況
 - ⇒前年度と評価対象年度 (R4年度の評価であれば R3年度と)の実施状況を 比較して「新規」「拡充」「継続」「廃止」の4段階で評価。
- (2) 進捗評価
 - ⇒事務事業の実施状況について、「A₁~「D₁で評価。
- (3) 必需性評価(事務事業評価より)
 - ➡毎年度実施している行政の事務事業評価の「必需性」評価を活用。

第3期計画の総括では、この3つの評価項目と基準から個別施策に紐づく事業の一覧を示し、基本目標毎の総括を行った。

⑤ 増進型地域福祉に関する評価

第4期計画では、第3期計画の総括に用いた評価項目、基準に加えて「増進型地域福祉」の視点から、その事業が理想や目標値を基に実施されているかという「目的実現型のアプローチ」と、実施過程において対話的プロセスが設定されているかという「対話的プロセスの実施」の2つの評価項目を新設し、それぞれ「A」~「D」の4段階で評価する。

⑥ 総括

12の基本施策単位で「事務事業総括シート」作成し、市が総括を行う。

☞資料 1-②、資料 1-③説明

⑦ 重点施策の評価について

2つの重点施策については、それぞれ年度ごとに設定する個人(ミクロレベル)、地域(メゾレベル)、市(マクロレベル)の目標値に対し、評価年度終了後に実績数値を基に、「A」~「D」の量的評価を行うとともに、数値には表れない取り組み状況等について質的評価を行うなど総括を行う。なお、資料は案であり、お示ししている項目数値は検討段階のもの。

☞資料 1-①説明

⑧ 地域福祉推進委員会の評価について

市が作成した事務事業総括シート、重点施策の評価シート、事務事業の一覧表を基に、委員の皆様にも計画の評価、とりわけ数値には表れ難い「質的評価」に重きを置いた評価をお願いしたい。

本日、委員会でいただいたご意見を踏まえて評価方法を再検討し、次回委員会で改めてお示ししたい。

委員長

事務局から提案のあった評価の進め方について、ご意見・ご質問をどうぞ。

委員(5)

地域福祉推進委員会委員として、我々はどのような役割を期待されているのか。

事務局

この計画は地域・市民を含め、市全体で進めていくことが重要と考えており、幅広 く各分野からお集まりいただいている皆さんには、評価の方法をはじめ、増進型地域 福祉推進に当たっての課題など、さまざまご意見をいただきたいと考えている。

委員⑮

本庁と金剛連絡所に福祉なんでも相談窓口が設置されたが、どのような相談内容があるのか。

事務局

高齢・障がい・子どもなど分野を問わず相談できる窓口を目指して設置したが、詳細は次の議題で説明させていただく。

委員長

この委員会の位置づけの確認であったと思う。

委員としては、計画の策定段階で意見を述べるだけでなく、計画通りに進んでいる のかチェックする役割があり、今はその役割を果たすための指標づくりを行っている。

委員(6)

評価について、重点施策 I の評価について、地域によって特性があるため、まずは校 区ごとに地域の理想像を描き、そこにどこまで近づけたのかを評価指標とするべき。 そして、それを誰が評価するのかについては、推進委員がやるのも大事だが、校区交 流会議の参加者が、自ら行うことが大事なのではないか。

委員長

すぐに結果として現れる数字もさることながら、ある程度の時間を置いて表れてくる 実施により生じた影響も評価の視点として持っておくことも大事。評価の中で、結果と 影響を書き分けられるようにしておくと、時間軸を入れた評価ができるようになり、長 期の目標と照らし合わせて考えられるかもしれない。

誰が評価するのかについては、計画全体を評価するのか、校区レベルの話を取り上げて評価するのかということにもよる。行政や本委員会だけでなく、当事者である住民も評価して初めてトータルの評価となるという先ほどの意見であったと思うが、どのように考えていくかは工夫が必要。

委員(4)

資料 I-②の図について、校区交流会議への校区担当職員のかかわりを表す図としては、その意見を反映させるという意味で双方向の矢印にすべきなのではないか。

事務局

行政も校区交流会議に入っていくということを表したものであり、その中で出されたご意見については、校区担当連携調整会議を通じて情報共有しており、整理した上で最終的には増進型地域福祉推進会議に提案するという流れになっている。

委員(9)

藤沢台の校区交流会議に参加しており、これまでは福祉委員がコーヒーを出していた。現在は、コロナ禍でそれもできないが、暑い中参加してもらってお茶一つも出ないというのはどうかと思う。この点、会議の予算についてはどのようになっているのか。

事務局

市として、その経費は予算化されていないのが実情。

委員⑤

市として、校区交流会議の位置づけをはっきりさせてほしい。

委員(5)

校区交流会議には自分も参加しているが、それまでオンライン開催だったものが、 前回初めて対面開催となった。お茶については、思うところもあるが、これまでの会議 で具体化された提案を基に、予算を要望していることなっているが、これが認められ れば飲み物もその中から執行したいと考えている。

当初は、増進型の意味が分からなかったが、市長、委員長のお話を聞いて、また回数を重ねるごとに、子どもや高齢者が安心して暮らしていける地域づくりに向けた方向性というものを参加者が徐々に理解してきたように思う。今後も、地域の住民を含めたネットワークの拡大が繋がっていけばいいと考えている。

委員長

行政の立場だけでやるものではないし、民間だけでやるものではない、そういう方向に地域福祉の舵を切ったのが富田林。市が予算を立てて、交流会議を進めていくようなら、行政型の地域福祉になってしまうが、お茶の話から、そこをみんなで環境を作っていくにはどうしたらいいだろうかと、意見を出し合いながら考えていきたい。

議題 I の評価の方法については、さらに意見のある方は、ご意見シートで事務局に提出するということでここまでとしたい。

●重点施策の進捗状況について

①「地域の理想の実現に向けた取り組みへの支援」

委員長

まずは内容の説明を求めます。

委員(1)

☞資料 2-①説明

校区交流会議についてご報告させていただく。

改めて、校区交流会議は、小学校区を単位として地域の住民や福祉活動団体、福祉専門機関等、さまざまな主体が参加し、地域の課題を共有するとともに、地域の理想について話し合い、地域のことを自分のこととして考え、その理想の姿の実現に向けて事業・活動計画(校区プログラム)を企画・実践していく場であり、市と社会福祉協議会は連携しながらそれを支援していくというもの。

平成28年の始まった当初は、4、5人ほどで行われていたが、校区によって差はあるものの、現在では20名程度の規模にまでなっている。そういう意味では、増進型地域福祉の住民の理解は一定進んでいるものと考えているが、継続していくことが大事であり、住民・事業者等へのさらなる周知が必要と感じている。

令和3年度の実績としては、16校区で計49回会議が行われた。コロナ 禍ということもあり、オンライン形式の会議もありながらの開催となった。

同じく校区プログラムの実績としては、新堂小学校区の壁新聞と東条小学校区のロゴ活用・活動周知にとどまってはいるが、どの校区においてもテーマやプログラム企画など令和4年度の取組みに向けた話し合いが行われた。

令和4年度の実績(8月24日現在)としては、既に I 6校区で35回の会議が行われており、今まで以上に活動されていくものと期待している。校区プログラムにおいても、新堂小学校区の壁新聞や大伴小学校区の心をつなぐ大伴スマイルフラワーなどが実践されている。

また、評価については、プログラムができた校区が評価されて、できなかった校区が評価されないというのは違うのではないかと思っている。地域主体で行う地域の会議なので進むスピード感も違ってくる。社会福祉協議会としては、それぞれの地域に合わせた伴走型支援を行っていく考え。

各校区の会議の進捗状況を市のウェブに掲載していただけるということで、市とも連携しながら増進型地域福祉の推進に向けて取り組みを進めてまいりたい。

事務局

つづいて、校区担当職員事業についてであるが、今年度で3年目となる。 実施体制としては、管理職2名が2校区ずつ受け持つ形としている。地域課題の共有や行政情報の提供をその役割としているが、地域と行政のパイプ役として、令和3年度は15小学校区で29回参加、令和4年度は現時点において15小学校区で31回参加している。

担当職員が業務の都合で参加できない場合は、増進型地域福祉課職員が参加しているが、職員からは、日頃地域で活動している方々から理想の校区についての様々な意見をいただく貴重な機会、地域の皆様との顔の見える関係づくりに繋がっているとの意見を得ているところである。

市長を中心とした増進型地域福祉推進会議については、校区交流会議や校 区担当職員の活動を通じて、地域課題の解決や地域の理想に向けたや施策の 検討や社会資源の開発につなげられるよう取組みを進めてまいりたい。

校区担当職員の報告については以上となるが、今年度実施された大伴小学 校区の校区プログラム「心をつなぐ大伴スマイルフラワー」についての動画 が作成されていますので、ここでご覧いただきたい。

響◀動画視聴(約6分間)

委員長

重点施策 | についての現状の報告があったが、ご意見をどうぞ。

委員⑮

校区交流会議に市議会議員が入ることについて何か制限はあるか。

事務局

特に参加できないという規定はない。

委員(1)

地域の中には在住の市議会議員がいない場合もあるので、市議会議員が入るという決め事はできない。ただ、議員としてというよりは、一住民として 参加いただくということでいいのではないか。

委員長

誰もが、どこかの住民であり、排除するということはできないが、気を付けなければならないのは政治的、宗教的、商売的な要素が入ると、地域づくりの会議として成り立たないということ。そこに気を付けながら、どのように進めていくかを話し合っていけばいいと思う。

ただ、コンプライアンスの問題もあるので、それについて行政として意見 があるのであれば言っていただきたい。

委員⑥

校区交流会議は地域福祉計画の要の一つであり、時間をかけてでも校区毎の目標を掲げることが大事であると考えるが、会議の参加者が交流する場があれば、掲げた目標や課題の視点を参考にできるので、その実施についてご検討いただきたい。

また、校区担当職員については、3年で3回変わっているが、課長代理級は異動の多い職階。知識と経験があり、住民からの質問にも対応できるという意味での設定だと思うが、地域が求めているのは対等な立場で共に考え、共に動いてくれる人である。できれば若い職員を配置し、異動があっても最低3年間はおいてほしい。その代わり、地域の側も、市職員は御用聞きではないので、要求するのではなく一緒に考えてもらうというスタンスでいなければならない。

市会議員の参加については問題ないと考えている。職業の一つであり、市職員であれ、市会議員であれ、参加者が対等であるということさえ担保できれば参加してもらえばいい。

委員(3)

東条校区では、こんごう福祉センターの一室を借りて、ほぼ毎月会議をしている。II月3日には東条産祭りでのフォトコンテストを予定しており、

東条の素敵な場所をLINEを通じて収集し、地図に落としていく計画。東 条の住人にも、それ以外の人にも、知らなかったところを発見してもらおう という考えである。

コロナ禍により、オレンジ荘の方など介護職場の方はできなかったが、 色々な方の意見を聞きながら、毎月楽しく取組めている。また、担当職員に ついては、たしかに変わるが、こちらが発信したことについてはすぐに対応 してくれている。東条校区がそうであるように、すべての校区が楽しく前向 きな意見を出し合えればいい。

委員長

決めた方がいいことと、決めすぎない方がいいことが出たので、事務局に 整理をしていただきたい。

目標の作り方については、今はまだ地域の理想が出し合われ始めた段階であり、その中で、もう一歩踏み込んだ内容について考える雰囲気になるかどうかがポイントであり、そういう意味で最初の段階でかっちりと目標を決めてしまうと、その雰囲気ができる前にむつかしい会議であるという印象となるように思う。とはいえ、理想の姿を目指すことは大事。

また、ご提案の交流の場については、事務局に検討していただきたい。

②「地域とともに作る重層的な相談支援体制」

委員長

最後の議題について、まずは事務局に説明を求める。

事務局

☞資料 2-②説明

重点施策2「地域とともに創る重層的な相談支援体制」について

РΙ

地域でさまざまな生活課題や不安を抱える人が、気軽になんでも相談できる身近な窓口として、市内3圏域に配置するCSWが、校区・地区福祉委員会などの地域活動団体と連携して設置する、小学校区単位の「福祉なんでも相談窓口」の開設を進めている。

令和3年度の開催数については、地域の「いきいきサロン」などに開設する「定点型」と、スーパー等に開設する「出張型」の窓口を合わせて計上している。

P 2

増進型地域福祉ネットワークを構成する各機関について、令和3年度の相談対応件数と配置職員数を記載している。相談件数は、各機関の集計基準となっている。

重点施策2では、各小学校区の身近な相談窓口を拡充し、属性を問わない 相談支援や伴走支援による個別支援を積み重ねながら福祉分野横断的なネットワークを構築していくことで、新たな社会資源の開発や政策形成など、校 区単位、圏域単位、市域単位の取り組みが循環できるように、地域住民、関係団体、社会福祉協議会、行政が一体となって、増進型地域福祉の推進を目指していく。

P 3

重層的な相談支援体制については、計画の基本目標3にも、関連項目を位置付けている。

P 4

これまでの社会福祉制度は、高齢、障がい、こども、生活困窮など、専門 的な支援がそれぞれ属性別に提供されていたが、個人だけでなく世帯全体の 支援が複雑・多様化し、「制度の挟間」への対応が求められることが多くなっ ている。

P 5

制度の挟間としては、ヤングケアラーや、ひきこもり、8050問題、ダブルケアなど、特定の分野が単独で支援することが難しいケースが想定され、世帯全体の複雑・複合的な課題への対応が求められている。

P 6

このような中で社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けた取組 として、令和3年4月に重層的支援体制整備事業が創設された。

この事業では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として、「高齢」「障がい」「子ども」「生活困窮」の各分野の関連する事業と、新たな機能を追加し、一体的に実施することによって、属性や世代を問わない相談支援や、地域づくりの実施体制を目指していく。

P 7

「第1号 相談支援」と「第3号 地域づくりに向けた支援」は既存事業が該当し、「第2号 参加支援」、「第4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「第5号 多機関協働」、「第6号 支援プランの作成」は新たな機能として追加されたもの。

P 8

「アウトリーチ等を通じた継続的支援」は、他の分野と協働や役割分担を しつつ、特定の分野を持たず、すべての住民が支援の対象者となる。

役割分担の例として、複雑化・複合化した課題を有し、特定の分野が単独 でアプローチすることが困難な場合、いずれの分野の相談支援機関が対応す ることが適切か判然としない場合などが想定されている。

P 9

多機関協働事業については、明確な取り決めはなく、複雑・複合的な課題

を有するケース支援に関して、各分野との調整や、支援機関の役割分担を図 る。

PIO

令和4年度に重層事業は全国で | 34自治体、大阪府内では7市町村が実施されている。

本市においても導入に向けて、昨年度から関係課と会議を実施し、事業に対する共通理解と、課題の洗い出し、目指すべき方向性について検討してきた。

PII

検討会議では、相談支援に関する現状について、世帯全体に複合的な課題を抱える事案が増加し、単独の分野だけでは支援が難しい、支援者が支援困難ケースを抱え込むことがないようにチームアプローチが重要といった意見のほか、各分野共通の課題も多く挙げられた。

また、求められる機能としては、アウトリーチによる的確なアセスメント、継続的に関わる伴走支援、並びに担当課との調整や多機関による支援のコーディネート、そして連携機能が挙げられた。

P I 2

これを踏まえ、新たな機能の導入に向けて方向性を検討したが、制度の挟間の支援も含めた多分野にわたるアウトリーチや、アセスメント、多機関のコーディネート機能の役割を担うためには、支援員のスキルアップや一定の経験が求められることも想定され、各分野の支援機関との調整を進める必要があることも共有した。

また、行政として、挟間を埋めるための体制整備を進めていく必要がある ことを共通認識とした上で、属性別の相談機能・体制を基盤として、令和5 年度から、重層事業の実施に向けて取り組む方針を決定した。

P I 3

既存事業を基盤として、新たな事業を検討する中で、CSWの役割について整理すると、大阪府が平成23年に作成した「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」によると、CSWの配置事業の目的の一つに、①制度の挟間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決が挙げられている

P I 4

CSWのあるべき姿及び、標準的なモデルとして、①要援護者に対する見守り・発見・つなぎのセーフティネットの体制づくり、②制度の挟間にある要援護者に対する相談への対応等が挙げられている。

CSW配置事業は、平成 | 5年に大阪府が全国に先駆けて独自に創設した

事業で、重層事業の新しい機能においては重複する役割も多くある。

P I 5

市はCSWの重要なミッションの一つに、小学校区単位での「福祉なんでも相談窓口」の開設、並びに圏域ごとに専門的な相談機能を有する圏域型の「福祉なんでも相談窓口」の設置を位置づけ、小学校区レベルと、日常生活圏域レベルの二層体制での相談支援体制を推進している。

P I 6

本市では、令和5年度から重層事業の実施に取り組んでまいりますが、重層事業の新たな機能の導入にあたっては、CSWのこれまでの実績やノウハウ、地域の社会資源とのつながりといった強みを活かした効果的・効率的な事業展開を視点として制度設計していきたい。

委員長

重点施策は理想の地域づくりと、個別の相談支援体制の2本柱が設定されている。地域共生社会の実現に向けた包括的支援、重層的支援などの国の考えに対して、富田林市としてのどのように支援体制を構築していくかということで、長く活躍してきたCSWに、重層的支援でも関わっていただくという説明であった。ご意見・ご質問をどうぞ。

委員(6)

CSWの存在は大事だが、それを支えるネットワークも大事。少し認知症のある何の制度にもかかわっていない人が、たまたま繋がったCSWを起点に各制度の利用につながった例があり、校区交流会議をはじめネットワーク形成にも視点を置いた方がいい。

委員長

事務局説明の最後のページの図は、重点施策の I と 2 を両輪として増進型 地域福祉を推進していくということをイメージしたものであろう。

国が進める重層的支援の流れから、行政は横の風通しを良くするなど改革 を進め、一方で地域との接点を築くという点について、推進委員会で求めら れているということになろう。

議題2については、ここまでとしたいが、これまでの中で何か気になる点などあれば伺いたい。

→なし

以上で、すべての議題が終了したため、議事進行を事務局にお返しする。

3.その他

●次回委員会日程

事務局

本日の議題について、さらにご意見をいただける場合には、9月 I 6日までにお配りしたご意見シートをご提出いただきたい。なお、体裁は自由とており、電子データでも構わない。

本日いただいたご意見、並びにご意見シートの内容も踏まえ、改めて評価シートの作成を進めてまいりたい。次回の委員会については、今のところ日時は未定だが、今年度中には第2回の会議を開催予定であり、詳細が決まり次第、追ってご連絡させていただく。

以 上